

様式第3号（第14条関係）別紙

平成26年度第1回幼児教育振興審議会会議録（詳細）

1. 日時 平成26年7月22日（火） 午後2時00分～3時45分
2. 場所 市川市教育委員会 会議室
3. 議題 (1)市川市立二俣幼稚園の休園方針について（報告）
(2)子ども・子育て支援新制度における幼稚園の利用者負担額について
（報告）
4. 出席者 計11名

会長 高尾公矢委員、副会長 鈴木みゆき委員
委員 稲葉健二委員、吉田英生委員、緑谷一樹委員、増田実菜委員、
小谷陽子委員、牛木雅子委員、猪瀬ひろ委員、齊藤真由美委員、
矢島勝委員

○高尾会長

それでは幼児教育振興審議会を開会いたします。

本日の会議は、審議会委員13名のうち、2名、中川委員と青葉委員から欠席の通知がございました。それから吉田委員が、診察の都合で少し遅れられるということです。市川市幼児教育振興審議会条例第6条第3項の規定により、成立いたします。

会議に先立ち、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第7条の規定に基づき、会議公開について決定する必要がございます。

事務局におたずねします。本日の議題に、同指針第6条に規定する非公開事由はございますか。

○教育政策課長

本日の議題につきましては、法令等で非公開とはされておらず、また、個人情報などの非公開情報も含まれておりませんことから、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第6条に規定する非公開事由はございません。

○会長

それでは、本日の議題については、非公開事由はないとのことですので、会議を公開することとしてよろいしいかお諮りいたします。いかがでしょうか。

○委員 異議なし

○会長

ご異議なしと認めます。それでは、本議題に係る会議を公開することと決しました。

傍聴者の入場を認めます。

～傍聴者入場～

それでは、お手元の次第に沿って、進めさせていただきたいと思います。

では、次第の「1 報告（1）市川市立二俣幼稚園の休園方針について」、事務局より説明をお願いします。

○教育政策課長

～資料に基づき説明～

○会長

事務局から、市川市立二俣幼稚園の休園方針についての報告がありました。
ただ今の報告につきまして、質問はございますでしょうか。

質問の際に、議事録を作成する関係上、委員の方のお名前を初めにお願いしたいと思います。

○稲葉委員

今、公立が希望であれば信篤への転園をすすめるということであったんですけども、園区について、もともと二俣の園区であっても信篤の園区として受け付けるのか、それとも、園区は園区として整理していくのか伺いたいのが 1 点と、もう 1 点は、説明会の時に休園の話をして、その後の再開の話はされましたか。

○教育政策課長

園区のご質問でございますが、休園の期間、二俣の園区については、信篤の園区と同様とみなして対応を取っていくということをご説明させていただいております。

土地の利用が決定した段階のことにつきましては、再開ということではご説明をしておらず、土地利用の方向性が決定するまで、当分の間、休園とご説明しております。

○稲葉委員

こういう事情だからと園区を越えて受け入れてしまうと、その方たちが公立に行きたいからと園区を壊してまで受け入れることが正しいのかどうかご説明をいただきたいのと、再開という言葉が動くのか動かないのか、つまり、一時の休園で再開をすることがあるのかどうか、整理して聞かせてください。

○教育政策課長

園区につきましては、今回あくまでも休園でございますので、その間の取扱いということでご理解をいただければと思います。

今後につきましては、再開につきましては、単純に公立として再開をすることばかりではなく、その時の地域のニーズ、市民の方のニーズ、子育てのニーズがございま

すので、それに応じた方法、応じた主体で対応していくことになろうかと思います。以上でございます。

○稻葉委員

急だから園区を壊していいのかということに対しては、ちょっと納得できないものがあります。本来、公立幼稚園は園区の中で受け入れていて、その園区にいない人は私立幼稚園に行かざるをえない人もいたわけだし、いろいろ縛りがちゃんとあってきたわけですよね。そこを、休園で急だから、例えば3か月前であればやらないのか、そういうところで議論になるのは、本来の手続きとしておかしいと思うのですが。

あと、再開の考え方というのを整理しないと、ニーズがあつたら、こども園だったら開いちゃいますよとか、そういう議論にされてしまうと、ニーズが減ってきて以前答申した休園というのが今回動いたわけですよね。そこが整理されないと、その目的が、いいものならいいけれど、教育委員会がこれならいいよ、こども部がこれだったらやろうよ、という方向に進んでしまうと、違うと感じるんです。

○教育政策課長

まず、園区のお話でございますけれども、説明会等々でも多くございましたのが、公立については2年保育でございます。私立幼稚園については3年保育ということで、今の段階で来年度から公立幼稚園を希望されているお子さんについては、私立幼稚園への入園が難しい状況にあると。そういう中で、さらに私どもの情報提供が遅かったと、そういう状況もありましたので、休園中は園区を拡大して対応をさせていただきたいというところでございます。選択の幅を、タイミングの関係で狭めてしまったということへの代替かなと考えております。

それから、再開のお話でございますけれども、この部分につきましては、本審議会で頂戴した土地利用の方向性、こういったものを踏まえてやっていくということでございますので、私どもとしては、今まで持っていました基本方針、これに基づいた対応と考えております。ただ、委員にご指摘いただいたような部分については、今後どのような状況かによりますけれども、問題として出てくるかなとは思います。

以上でございます。

○会長

よろしいですか。他に意見がございましたらお願ひしたいと思います。

○緑谷委員

緑谷です。

現在在園されている園児さんの保護者の方が、来年年長で残る方ですね、人数が少なくとも対応されるということでしたけれども、逆に、私立に転園をしたいというときに、保育料の差額を市で負担してくれるとかいうのはないのでしょうか。

○会長

はい、事務局。

○教育政策課長

現在のところは考えておりません。

○緑谷委員

実際近隣でそういう問い合わせがあったと聞いておりますので、それを今日、聞いてきてほしいと言われたんですけれども。私立へ転園した場合は、費用については保護者が全額払うということですか。

○会長

個人が負担するということでよろしいんですね。

○教育政策課長

はい。

○会長

他に。はい、齊藤委員。

○齊藤委員

はい、齊藤です。

今の緑谷委員に加えてなんですけれども、保育料とかではなくて、幼稚園は制服とかあるかと思うんですが、幼稚園バッグですか、そういうことも転園すると出てくると思うんですけども、その場合も結果的には保護者の負担になるということの理解でよろしいのでしょうか。

○教育政策課長

今、まず転園というお話で進んでおりますけれども、私どもの方は、転園ではなくて二俣幼稚園でそのまま卒園していただくと。それが基本的な考え方でございます。

ただ、保護者の方のご希望で、この少ないところで1年を過ごすのは良くないから、選択として他の園へ移るという事も可能かと。具体的に言ってしまえば、私立への転園もあるでしょうけれども、公立から公立への転園は可能ですかというご質問が説明会でございました。前提はあくまでも保護者の方の選択となっておりますので、大変申し訳ないんですけども、公費での負担、補助等は今のところ考えておりません。

○会長

よろしいですか。じゃ、牛木委員。

○牛木委員

牛木です。

先ほど、園区のお話が出ていたかと思うんですけども、来年度入園の幼児に関してのみ信篤の園区になるという認識でよろしいのでしょうか。それとも、再来年度以降も、二俣幼稚園があれば通おうと思っていた子どもは信篤園区としてみなしていただけなのでしょうか。

○会長

はい、事務局の方で。

○教育政策課長

もしご質問の趣旨が違っていたら申し訳ないんですが、通常、園区外から通われる場合には、通常の手続きの他に園区外申請があり、簡単に言えば手続きが二つあるんですけども、説明会では、これを二つやるんですかというご質問をいただいたんですけども、今回の場合は、私どもの手続き等々もございましたので、今年度については園区を一つとみなして、園区外の手続きはなく、入園手続だけでやっていただくと考えております。

○牛木委員

来年度も入園については園区外の手続きは不要だけれども、再来年度以降に公立幼稚園に入園を希望されている方で、本来であれば二俣幼稚園に入るべき子どもさんに対しては、どういう扱いなんでしょうか。

たぶん説明会の時は、皆さんお子さんの年齢関係なしに来られていましたので、私も説明会に参加させてもらっていたんですけども、あの時のお話ですと、「私は来年じゃないけど、入るときはいるんだな」と捉えている方がたくさんいらっしゃったかと思いますので、教えてください。

○教育政策課長

申し訳ございません。取り違えておりましたので、訂正でございます。

休園の期間は一つの園区とみなして、入園手続だけで入っていただきます。その後、繰り返しになりますけれども、土地利用がはっきりした段階で、二俣幼稚園の今後の方向性が出てくると思いますので、園区についてはそれに合わせて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○会長

では、小谷委員。

○小谷委員

私も説明会には出でていないので、詳しくは分からぬので質問をしたいんですけども、二俣幼稚園は、ひよぴよとことりの2つの未就園のクラスが積極的に活動していると思うんですけども。それで、兄弟でなければいいんですけども、年子のお子さんとかがいた場合の対応は。たぶんこの時期ですと、来年入ろうと思っていた人が多かったと思うんですけども。そういう方の対応はどのようにされるのでしょうか。

○教育政策課長

年子のお子さん、例えば上のお子さんが4歳児さんという場合ですよね。

○小谷委員

はい、そうです。

○教育政策課長

仮にそういう方がいた場合につきましては、いくつかの選択肢があろうかと思いますけども、大変申し訳ないですけども2つの幼稚園に通っていただくのが選択肢の一つでございます。

もう一つは、先ほど転園のお話が出てまいりましたけれども、上のお子さんがほかの園に転園される、そういう方法になるかと思います。そういう場合で信篤へ行かれる場合につきましては、受け入れ先と十分に協議をして、相互に対応をしていきたいと思います。

以上です。

○会長

よろしいですか。では、他に。

○教育政策課長

すみません。先ほど冒頭で説明がもれてしまいました。先ほど小谷委員から頂戴したような、全体というよりは個人の状況に応じたことにつきましては、説明会のあとに「個別相談希望票」というものをお配りさせていただきまして、直接、プライベートなお話もございますから、ご相談を受けて、できる限りの対応をしていくと、そういう体制を取っております。以上でございます。

○会長

はい、他によろしいですか。じゃあ、猪瀬委員。

○猪瀬委員

先ほど、あくまでも保護者の選択とおっしゃいましたけれども、もし仮に、2人か3人が残った場合、保護者がそれでいいと残った場合ですが、子どもたちの環境面としては良くないんじゃないかなと感じておりますので、その辺をお考えいただいて、保護者によくご説明なさったほうがいいんじゃないかなと思います。

○教育政策課長

はい、ご指摘のとおりだと思いますし、ご説明の仕方も難しいところもあるかと思いますけれども、きちんと対応してまいりたいと。ただ、今の段階では、きちんと卒園までということで申し上げないと、ご理解をいただけないかなと思っております。

○会長

じゃ、増田委員。

○増田委員

増田です。

今の猪瀬委員と近い意見にはなるんですが、ひとつお聞きしたかったんですが、信篤の園区として受け入れてもらえるという説明があったと思いますけれども、全員がそちらを希望した時に、きちんと受け入れていくことが可能かどうかという点です。半分の方はいいけれど半分の方は私立に行ってくださいというのはすごく難しいラインかと思いますので、そのあたりがどうかなというのが1点と、最後まで残って卒園させたいという方がいらっしゃった時に、問題になってくるのは1人2人といった少人数で、小学校に向けての最後の1年を過ごさなければいけないといった時の問題は、子どもたちの、幼児の教育の環境だと思うので、子どもたちにとってのベストは転園させることなのか、残すことなのか、それは親御さんの判断だと思うんですけども、残ってここで卒園をさせたいという親御さんがいるとしたら、どのようなケアを、例えば他の園と週に1回でも合同で教育をするですか、子どもたちの事情ではないところで今回こういう形になるので、子どもたちへのケアということにぜひ目を向けていただきたいなと思いました。

○会長

では、事務局。

○教育政策課長

はい、2点ございました。

信篤幼稚園につきましては、仮に全員ということになりましたが、定数的になんとかなるという見込みでございます。

2点目のお話につきましては、私どももそのとおりだと思っていますので、すでに園長先生方、二俣幼稚園のスタッフ等々、具体的なプログラムについて検討してほしいと依頼はしてございます。

以上でございます。

○会長

他によろしいですか。

7月19日ですかね、10日くらい前ですから、まだ保護者のニーズはつかみにくいと思いますが、どのような感じですか、今の状況だと。

○教育政策課長

多少、主觀が入ってしまう部分については先にお詫びをいたしますけれども、二俣幼稚園の休園につきましては、大きな要因が防衛庁官舎の撤退でございますので、説明会の中でも保護者の方がおっしゃっていましたけれども、ある程度はわかっていたと。そういうことで、決して納得をされたわけではないでしょうけれども、市とは違う要因での休園でございますので、ある程度あきらめ感があろうかと。

今いるお子さんについては、多くのお子さんがそのままとどまって卒園までいらっしゃるのではないかと思っております。

来年度の新入園のお子さんについては、半々くらいでしょうか、信篤を考えていらっしゃるかたもいるだろうし、二俣ですと、信篤まで遠い方もいらっしゃいますので、私立とか、船橋市の幼稚園とか、そういったところが近い方もいらっしゃるようですね、そういうことも含めてご検討されていらっしゃるのではないかと思います。

以上でございます。

○会長

私立幼稚園への転園の希望というのは出でていないんですか。

○教育政策課長

具体的にはお伺いしていないですけれども。

○会長

他にご意見はありますでしょうか。よろしいですか。

では、委員の皆様方から休園の対応に対する案をいただきましたので、事務局の方では、責任を持って対応をお願いしたいと思います。

それでは、報告の2へ移ります。

「報告（2）子ども・子育て支援新制度における幼稚園利用者負担額について」、事務

局より説明をお願いします。

○教育政策課長

～資料に基づき説明～

○会長

ただいま、事務局から、「子ども・子育て支援新制度における幼稚園利用者負担額について」報告がありました。

今の説明について、何かご質問はありますでしょうか。稻葉委員、どうですか。

○稻葉委員

説明はよくわかりました。確認をしますけれども、公立幼稚園の保育料は、10,000円を2,000円値上げするという答申に沿うということではなく、新制度へ移行する中で保育料を設定していくという認識でいいのか確認させていただくことが1点。

また、少し戻ってしまうんですけども、二俣幼稚園区の子どもが信篤幼稚園へ入園できるということですが、例えば近隣の私立幼稚園が新制度へ移行した時に、公立と保育料は同じになってしまふわけですよね。公立が園区を緩くすることが、休園に伴う臨時的な措置なのか、それとも新制度へ移行すればそもそも園区は必要がなくなると考えるのか、その部分についてはどう考えていますか。

○教育政策課長

公立幼稚園の設立の経緯から、利用者負担の金額が同じになったとしても、園区は基本的にそういう趣旨からはある程度尊重されるべきではないかと思います。また、本審議会で頂戴をしている公立幼稚園のあり方についてとのバランスといったものも、きちんと尊重していかなければいけないと考えています。

○稻葉委員

そのとおりだと思うんですね。今後、幼教審で審議するのは、公立の保育料が私立と保育料が同額となっていく中、公立がやるべきことは何なのか。先ほどの、2人3人の子どもでも最後まで預かりますということは本当に重要なことなんでしょうけれども、それは子どものためになるのか。公立の金額的なメリットが無くなっていくときに、例えば10,000円で行ける幼稚園ではなくなつた時に、公立のあり方として、私立と子どもを取り合うことなのか、公立はどういう方向に向かっていくべきかを、この場で議論しなければいけない気がするんですけども。

○教育総務部長

そもそもお話が出ましたので。公立幼稚園のあり方については、すでに幼教審の答申でお答えをいただいておりまして、障害を持っているお子さんですか、行徳地

区では少しずつ就園率は落ちてきていますのでこれを見極めていかなければいけないところなんですけれども、公立と私立が競い合うという目的で設立をしたわけではありませんので、役目を終えたところは幕を閉じていくというのが現在の考え方です。ただ、行徳地区、特別な支援の必要な教育等々、私立幼稚園さんともいろいろご相談しながら、受け入れについてのお願いをする必要があるのかなあと思っています。

また、園区につきましても、今後も必要だと思っています。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○稲葉委員

はい。非常にわかりやすくてありがとうございました。

二俣幼稚園の休園に関するに戻るが、信篤幼稚園も公立ですから新制度へ移行して保育料は私立と同額となるとすると、二俣園区の家庭に対して金銭的にカバーする公立の役目は終わっているのではないか、っていう議論なんです。距離で選ばれるのはしかたないですけれども、例えば百合台幼稚園のそばにも十分幼稚園が出来ていると思うんですね。新制度で保育料が一致した時に、百合台幼稚園は、通常保育の人のために新制度の金額で頑張るのか、先ほど部長が言われたように、特別支援が必要な人に特化して新制度でやっていくのか。

やはり、保育料等の議論が終わったら、最終的な公立の役目は何なのか、幼教審で議論していく必要があるのではないかと思ったわけです。

○会長

じゃ、小谷委員。

○小谷委員

公立は市川市の場合は私立の補完という形で始まったわけですけれども、その後40年間の保育の中で蓄積された知的財産がかなりあると私は思っています。公立は、「地域で育てる子どもたち」という部分で、小学校との連携とか、そういったところに重点を置いていますので、そういう意味での「育ち」を大切にしています。保育料が公私立同額となっても、そういう部分で、保護者に選ばれる園、選ばれない園が出てくるのかなと思っています。公立の役割はそういう部分にもあると思います。

○会長

他にご意見は。じゃ、緑谷委員。

○緑谷委員

公立の保育料に関して、現行保育料との差額が当然生じると思うんですけども、その差額を市川市で補填するという考えはあるのでしょうか。

○教育政策課長

今、委員がおっしゃっているのは、具体的に申しますと、公立と私立が同じ金額になっていくとすると、今は 10,000 円ですが、例えば第 5 階層の人は 22,800 円と、倍以上になると。その差額の 12,800 円を市が負担するのかというお話でしょうか。

国は先ほど申し上げました QA の中で、国が示す保育料よりも安い金額で経営が成り立っている私立幼稚園については経過措置等を設けるとし、その経過措置については今後示されることになっております。この部分について、市が補填あるいは補助金を出すということは私どもは今のところ予定をしておりません。

逆に、公立のこの部分について、経過措置、軽減措置を設ける必要があるかについてご審議いただければと思います。

以上でございます。

○会長

緑谷委員、どうですか。

○緑谷委員

公立幼稚園の保育料を市川市からはお示しいただいておりませんので、先週の子育て会議でも同じようなご質問が出ていたかとおもいますが、それで質問をさせていただきました。

○会長

はい、鈴木委員、どうぞ。

○副会長

新制度に移行して、公立幼稚園は認定こども園には移行せず、1 号認定の幼稚園になるということなんでしょうか。7 月 17 日に中央説明会があって、出席された方はいらっしゃらない？その時に、内容の話だったんですけども、教育・保育要領の説明会があって、これは大変だというのが正直な感想なんですね。様々な長短の時間の子を受け入れたり、長期短期の子がいたりとか、そういう中での配慮をかなり求められていくので、大変だというのは、ここに勤める人を育てるのは大変だという意味なんですけれども。実際に新制度に移行して、保育料だけ変わり、幼保連携型認定こども園に移行するというわけではないのですか。

○会長

じゃ、事務局。

○教育政策課長

はい。先日の子ども・子育て会議でも、公立幼稚園のこども園化について同様のご質問を頂戴したところなんですかけれども、その際の回答といたしましては、具体的なこども園化の計画、方針は現段階で有しておりません。私どもといたしましては、平成22年に頂戴した公立幼稚園に関する答申からの決定が現段階では最終決定でございますので、基幹園3園につきましてはある程度公の役割を維持して残していくと、その他につきましてはニーズに応じて、順次整理していくというのが最終的な決定として残っているものでございます。こども園化につきましての具体的な計画はございません。したがいまして、今回も1号認定の公立幼稚園の保育料につきましてご審議いただきたいということで、ご報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○会長

資料の2でいきますと、市川市の公立幼稚園は、施設型給付有の幼稚園になるということですね。幼稚園型、あるいは幼保連携型の認定こども園にはならないということなんですね。よろしいですか。

○教育総務部長

こども部にもそれをさぐってはいるんですけども、今のところ、こども部としてもそれはないということです。

また、こども園化するには施設改修等が相当必要となります、公立幼稚園の施設はかなり老朽化しておりますので、相当程度経費が掛かるとふんでいます。その場合、公費で修繕すべきなのか、それとも他の方法を探るべきなのか、それが今後、幼保の窓口となるこども部の至難する分かれ道になってくるのかなと。

とりあえず今課長の方から申しましたように、一旦、施設型給付の幼稚園へと移行し、その後については、こども部の方で入園についてはすでに統一しておりますので、教育委員会とこども部で協議していきたいと思います。

○会長

これでかなり明確になったかなと思います。

緑谷委員、何かありますか。

○緑谷委員

ちょっと話が変わるんですけども、公立幼稚園の今後のあり方として、先ほど私立の補完的という話がありましたけれども、そういう観点からいくと、3年保育をする

ことはないかと現状では認識をしていますが、私立幼稚園は朝も夕方も預かり保育ですか、低年齢化ですか、支援事業等かなり一般的になってきているのですが、公立の幼稚園でそういう事業等に拡大される予定はあるのでしょうか。

○教育政策課長

今委員がおっしゃったとおりで、公立の設立の経緯と、現在のニーズや供給状況から、直ちに拡大するという計画はございません。しかしながら、新制度の中で、市は子ども・子育て支援事業計画を策定する責務がありまして、その中で市民ニーズ調査をしております。その調査結果の中では、未就園児の家庭でのニーズが最も高いのは、幼稚園、さらには幼稚園プラス預かり保育と、こういったものが非常に高い数字だと思います。ニーズが私立幼稚園のキャパを超えていれば、サービスの提供（確保）は市町村の責務となっているため、そういうことにも取り組んでいく必要があると考えています。以上でございます。

○緑谷委員

預かり保育、支援事業に関しましては、私立の方でキャパシティーを超えていてちょっと難しいとは聞いておりません。私立で頑張りますので。

○会長

他にご意見はありませんか。はいどうぞ、吉田委員。

○吉田委員

似たようなお話なんでしょうけれども、公立幼稚園の今後のあり方について、私立幼稚園が頑張っているし、どんどん縮小していくのかなと思って聞いていたのですが、一部の園に関しては地域のニーズに合わせて、例えば障害を持ったお子さんとか、園が個別にニーズに対応していく形になるのですか。それとも全体として、特定の何ヶ所はやって、それ以外の園は縮小していく、となっているのですか。将来的にどうなるのか、というところですね。

○会長

審議会で議論し、答申を出したのは、公立は私立の補完としてきた経緯がありますので、今おっしゃっていた意見の後者の方です。市としてもそれを受け止めて、政策として進めていかれると。ただ、ニーズのあることでは、急に休園します、となると問題が起こってきますので、簡単に休園というわけにはいかないと思っていますが。将来的には、ニーズを踏まえてやっていくと、そういう状況です。

○吉田委員

それでは、各々の場所、立地と環境によって、別々の機能に形を変えてやっていく

ということですか。

○教育総務部長

障害児の幼児教育などについても私立幼稚園さんで力を入れてくださっているところもありますが、残念ながら人件費的な経費がものすごくかかるということもありますし、取り組みにくいという状況もあります。公立は市内に偏在していますので、北部の全く公立がない地域もあります。そういったところではどうしているかというと、公立に通っているお子さんもいれば、私立に通ってらっしゃる方もいます。幼稚園は福祉施設ではありませんので、障害児専門の幼児施設にはならないかと思います。

また今、子ども施策を統一している過程でありますので、今後、幼稚園について子ども部の方で一括管理した場合でも、幼児教育の部分については、教育委員会の方もさらに連携しながら口を出させていただく立場にあると思っておりますので、受付窓口を統合しながら、幼児教育、基礎的教育も含めて、どうしていくのがいいのか、ニーズも調査しながら、具体的に先々どうなっていくとは言えない状況です。

また、預かり保育については、待機児童解消の一部として私立さんに協力をしてもらいながら進めておりますので、その第一目標を解決するために幼稚園を提供するというような流れになるのではないか、とは思っています。

○会長

他によろしいですか。増田委員、どうぞ。

○増田委員

お話を伺っていて、市川市としては公立は補完的な役割で、私立ありきで、とずっと聞いていたんですけども、公立のあり方については、中学校や高校、または大学等でも、いい私立があるから公立が無くなっていくかというとそうではなく、公立の良さ、あり方があって、金額が高いからとか安いからとかそういうことではなくて、選ばれているということが特色的にあると思うんですけども、なぜ子どもの年齢が低くなればなるほど、公立は見えなくなっていて、保育園でもそうですが、船橋でも公立の保育園は無くなってしまいまして。本来は、公立に引っ張っていってほしいなというのが保護者の立場としてはあるんですけども、せっかくそういう役割があるのであれば、公立のいい部分、私立のいい部分があるので、それを上手く合わせながら、実は私が小学校の時にお世話になった先生が定年前に百合台で園長先生をされたというのもありますし、小学校と幼稚園の連携だったり、知的財産とかそういう経験がたくさんあるはずで、本当のところで公立と私立が連携していただいて、子どもにとっていい形になってほしい。障害児はお金がかかるから公立でとか、預かり保育は私立で、ではなくて、公立とか私立とかの枠を超えて、幼児教育全体を引っ張っていくような、国から言われたからこういう道を探すではなくて、より良い方向引っ張っていくようであるといいなと思いました。

○会長

他によろしいでしょうか。

それでは、いくつか問題がありまして、公立幼稚園の保育料に関して、子ども・子育て会議にも諮問されているような、私立幼稚園の利用者負担額と同じようにするという事についてはいかがですか。

○各委員

同額とすることに異議なし。

○会長

委員の皆さん方、よろしいでしょうか。

同額になると、問題が出てきますのは、階層でやると、非常に高額になりますでしょ。今まで一律でやっていて、27年度から新制度に移って、保育料が階層ごとにあって、第5階層の人ですと、倍以上に利用者負担が増えるということになるわけなんです。これらについては委員の皆様方はどういうふうに考えますでしょうか。ちょっと意見をお願いしたいと思います。

○稻葉委員

市が補完したり、例えば別途給付をやってしまうと、いつの時点の所得で、など複雑になる。国の制度に対して市は応諾せざるを得ないわけでしょうから、私立が新制度へ移行すれば同じ金額になるわけですから、変な補完をすると、私立が同じように要求しても不公平ではないということになるわけでしょうから、応分の負担について市が補完をする必要はないと思います。

○会長

他にご意見はありませんでしょうか。保育料に関して。はい、斎藤委員。

○斎藤委員

パッと見た感じ、保育園に通わせている保護者として、第4、第5階層あたりの所得の場合、保育園とあまり差がないように感じまして。幼稚園は預かり保育ではさらに上乗せで保育料を払うとなると、長時間預ける保育園の方が負担する金額が少なくて、幼稚園の時間が短い中で働いている方々が、負担が多くなっていく、というのが不思議な感じがしてしまったんですけれども。

○保育課長

保育園の保育料については、まだ諮問の段階にいっていません。ただ、現行と同じような負担割合になる予定です。

幼稚園の保育料は全国平均から出した金額なので、それで足りているかというと、幼稚園によっては、30,000円かかりますという園や、逆に低い幼稚園もたくさんあります。

保育園の方は公立も私立も市が設定をしていますので、急に幼稚園と保育園の保育料が一緒にはならないですけれども、同じようになっていくのかなとは思います。

○鈴木副会長

保育課長に伺わせてください。今の斎藤委員のご質問と同じなんですかけれども、これは1号認定だから3~5歳で、保育所ではいわゆる幼児と言われている年齢ですが、幼児が保育園に通う場合、世帯収入が680万円だったら、保育料はいくらですか。

○猪瀬委員

市民税の納付額で階層が決まつてくるのではないですかね。

○保育課長

新制度ではそうなります。所得税から市民税になりますけれども、割り戻して、同じような形で動いていきます。

○稻葉委員

今いくらって聞いてるんでしょ。年収680万円だったら、保育園だったらいいくらで預かっているんですか、と。

○教育政策課長

今はバランスのお話かと思いますで、階層の数が違うのでぴったり合わないんですけれども、今回、国が示している金額では、1号認定の第4階層は20,500円ですよね。2号認定の近い階層では、41,500円と示しています。

○齊藤委員

保育園の場合、3歳児は高いけれども、4歳児になるとぐっと下がるはずですよね。

○副会長

4・5歳児は下がるはずですけれども。

○稻葉委員

例えば、4階層だと年収680万円までの世帯で、17,800円になるんだけれども、今、市川市の保育料は、同じ年収680万の方で4・5歳児ではいくらですか、という質問です。

○会長

要は、幼稚園の高い階層はかなり利用者負担が大きくなることに対してどうしますかという議論ですね。

○猪瀬委員

斎藤委員の話とも繋がるんですが、保育園は所得に応じて保育料が決まっているわけなんですけれども、市川市は延長保育料が無料なんですね。他市の私立は園長保育料を取っているところもありますので、延長保育を考えると負担が大きくなる。公立と私立でそこは気にしなければならないところではないかと思います。保育園は保育時間が圧倒的に長いので、保育料は高いと思いますが、延長保育に関しては市川市は無料ですので、いかがなものかと。また、公立と私立の格差があるというのは、どうでしょうか。

○稻葉委員

新制度になったときに、そこは整理するべきだとは思うのですが、公と民で差が出てはいけないと思います。保育時間が同じであれば、保育料は一緒でなければならぬ。だから、先ほどの私立の幼稚園と、差が出る必要はないんです。それと、新制度だと第3階層までは、今まで提示してきた12,000円くらいに収まっていて、第1・2階層についてはむしろ下がっていますよね。第4・第5階層の年収680万くらいの所得の方に、市が新たに10,000円の負担をすべきかどうか。所得の低い人に厚くするのは理解できるのですが、所得の高い人に補填するのは不自然ですよね。

○会長

そのような意見もわかりますけれども、一方で、急に保育料が倍になる人への配慮は必要ではないかと思うんです。

○小谷委員

27年度から消費税も上がります。心配するのは、幼稚園へ行かずに在宅の園児が増えてしまうのではないかということ。若い方の年収が300万だとしたとき、消費税も上がり、保育料も上がり、となると心配です。

○保育課長

先ほどの保育園の保育料、申し訳ありませんでした。

年収で680万ということですが、保育園では640万～930万の幅はあります、その階層で見ると、国は58,000円という金額に対して、市川市では25,000円～26,000円としています。失礼いたしました。

○会長

そうすると、幼稚園が保育園と変わらなくなってしまうということですね。そういうことも踏まえて、どうですか。公立幼稚園の保育料が急激に上がる人への激変緩和措置は取るべきかどうかは。そこで皆さんの意見を聞きたいと思います。

緑谷委員、どうぞ。

○緑谷委員

保護者にとって、金額はとても大切な話です。100円~200円の話ではないので、国の方針だからというひと言でいいのかどうか。

また、もうすぐ募集も始まり、公立の場合は新制度に移行するしかないということでしたので、早めに周知した方がいいのではないかというのが私の意見です。

○会長

他にご意見はありませんか。よろしいですか・

それでは、公立幼稚園の保育料は、私立幼稚園の利用者負担額と同じにすることは良し、という意見だったかと思います。

もう1つは、急激に公立幼稚園の保育料が上がることへの激変緩和措置については、意見が大きく分かれているところです。激変緩和すべきだろうというところと、必要ないだろうというところ。

皆さんから意見が出て、審議会としての意見がほぼまとまってきたかと思いますが、審議会は、建議、つまり役所に意見を申し述べることが出来るとされています。審議会としての意見を、正式に役所に申し述べたいと思いますが、この「建議」について、事務局から少し説明をしてもらえますか。

○教育政策課長

市川市幼児教育振興審議会条例第2条には、「審議会は、幼児教育の振興充実について市長又は教育委員会の諮問に応じて調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。」とあります。

これまで諮問に応じて調査、ご審議いただいて答申を頂戴しておりますが、これと別に審議会が自発的に「建議」つまり「意見を役所に申し述べること」ができるとされております。

審議会としてのご意見をまとめていただいたものを、「建議書」として市長、教育委員会へご提出いただく、そういう方法になるかと思います。

○会長

では、次回までに事務局の方で「建議書（案）」を作成していただいて、次回の審議会でその案をもとに再度を審議して、建議書としてまとめていくこといかがでしょうか。

○矢島委員

建議書を提出した後のスケジュールは、現段階ではどうなっていますか。また、建議案の審議についても、1回で終わりなのでしょうか。

○教育政策課長

日程的な第一の〆切として私どもが考えておりますのが、来年度の募集のときに、仮に保育料が上がるとなつた場合は、募集の時点であらかじめ保育料についてお知らせする必要がありますが、例年のスケジュールでは、11月に募集をしております。その周知の方法は、10月の広報へ掲載してございます。建議という形になるのであれば、逆算をして、9月の段階では審議会としての意見をまとめていただく必要がございます。

○会長

早急に事務局で案を作ってもらって、委員には郵送で事前に送り、審議するという形でないとなかなか厳しいですね。

問題は、激変緩和措置を取るか、取らないか。

今後、審議会で建議書を役所に提出し、最終的には議会にかけることになりますか。

○教育政策課長

保育料を改正するかどうか、条例案として提出する権限は市長にございます。

一般的な教育委員会の流れとしては、建議をいただいたものに対して教育委員会としての方針を決定し、その上で市長部局へ提出いたします。あくまでも最終決定は条例改正という形になります。条例改正の時期は、早くても来年の2月議会を予定しております。といいますのも、示された上限額はまだ国は予定ということで示しただけで、平成27年度の予算編成の中で決定していくため、今回もこのイメージを目安にご審議を進めていただくということになります。

以上でございます。

○会長

はい、ではそういうスケジュールで進んでいくと。

では、他にありませんか。よろしいですか。

それでは、これをもちまして、第1回幼児教育振興審議会を終了いたします。ありがとうございました。

傍聴人の皆様は退室願います。

市川市幼児教育振興審議会会長

署名 高尾公矢